

第3講：122 「理さえあるならば」

議論のポイント

今回取り上げた逸話は 122 話「理さえあるならば」である。この逸話の焦点は、「上から雨が降らなくても、理さえあるならば、下からでも水気を上げてやろう」という教祖のお言葉にある。第1に、ここでいう「理」とは何かという問題がある。第2に、その「理さえあるならば」奇跡が起こるのかという問題がある。そして最後に、以上の考察を踏まえ、この逸話が我々に何を教えてくれるのか。この問題に対して私の考えるところを提示した。

ここでいう理とは何を指すか

『天理教事典 第三版』では、理の用法が 13 通りに分類されている。これらを俯瞰して見れば、自然宇宙の根本的理法や法則、不変の真理、親神の働きや守護、また一般的な意味での筋道や道理、または規範などを言い表していることが分かる。要約的に言えば、自然の法則、社会の道理、人の歩むべき規範を述べる際に主に使われ、時にこれら 3 つの要素が天人相関的に関わり合う事態を理ということもある。

この逸話の「理さえあるならば」の理は、英訳では virtue (徳 / 美德)、ドイツ語訳では Rechtschaffenheit (正直 / 誠実さ) と、その意を汲んで訳されている。「理さえあるならば、下からでも水気を上げてやろう」という教祖のお言葉は、人様にたすかってもらいたいという伊三郎の真摯な心根（それが美德であり誠実さになる）に応じて、通常ならあり得ない「下から水気を上げる」という「奇跡」を見せてあげよう、すなわち誠の心に応じて親神の守護を示してやろうということの意味する。この意味での用法とよく似た形で理が語られている逸話は、144 話「天に届く理」である。

理さえあるならば奇跡が起こるのか

ここで、理とは「誠の心に応じて示される親神の守護」である。そう考えてみれば、奇跡は起こりうる。この点で、伊三郎自身が 15 歳の時にすでに奇跡的な守護を体験していた（16 話「子供が親のために」参照）。伊三郎少年は自分の母にたすかってもらいたい一心で、片道約 5.7km、徒歩で 1 時間 10 分かかるところを、一日がかりで 3 往復して教祖のもとに通った。教祖は、母を思い、3 度までお屋敷に足を運んだ伊三郎少年の「真実」の心を汲み取られ、伊三郎少年に「子供が、親のために運ぶ心、これ真実やがな。真実なら神が受け取る」とお言葉をかけられたのである。

122 話の逸話と同じ明治 16 年の夏、三島村では雨乞いづとめが勤められた。この時は、村人たちが氏神にお籠もりをして雨を祈ること三夜に及んだが、一向に効き目がなく、万策尽きて教祖のもとにお願いにきた。教祖はその時、「雨降るも神、降らぬも神、皆、神の自由である。心次第、雨を授けるで、さあ掛れ〜。」と、お言葉を述べられ、高弟たちが総動員で雨乞いづとめを行った。すると篠突くような大雨が降り出し、三島村の川筋は番破れになった。これを聞きつけた警察が飛んできて、近隣の村に降る雨まで全て三島村に降らせたとして水利妨害の罪を着せ、教祖はじめ高弟たちに科料を科した。

この出来事の歴史的背景を考えた時、我々は次の二点に留意しなければならない。一つ目には、当時の人々は真面目に雨乞いを信じていたことだ。雨乞いづとめの前には、村人たちも氏神にお籠もりをして雨乞いをしていたし、言いがかりとは言え、警察までもが雨乞いづとめの“効果”を認めて水利妨害の罪を着せたのである。二つ目には、そうした人々の真剣さがあったからこそ、教祖の側も「心次第、雨を授けるで」と言われたことである。

しかし、一つ目の点は今日の科学時代に生きる我々には見られず、また二つ目の点もなかなか期待できない。我々はむしろ、人々にたすかってもらいたいという思いが必ず親神に受け取って頂けるといふことのほうに着目すべきである。人をたすける心の中には「天に届く理」がある。「この理さえあるならば」、親神が自由自在の守護をしてみせる。これを信じるのがお道の信仰なのである。この逸話が私たちに示唆するもの

今日、気象衛星による画像では台風や雨雲の接近の様子が分かり、1 週間先、1 カ月先の予報も行われている。我々は、雨乞いをしたからと言って、神様が雨を降らせてくれるとは単純に信じることはできない。そういう意味で、我々は教祖と同時代の人々とは生きている世界観を異にしている。どんなことであれ、現代では科学的な実証が重んじられる。我々は奇跡的な出来事を期待できない時代に生きているのである。

しかし、奇跡は親神の側にある事柄である。これに対して人間の側に求められるのは、雨が降るにせよ、降らないにせよ、それが親神の守護であることに深く思いを致し、自分ができる人だすけに可能な限り尽力することである。それは必ず天に届く理となって、親神に受け取って頂くことができる。そのことを、教祖は、「おふでさき」12 号 93～96 のおうたで説かれた。すなわち、世界中の人々が互いにたすけ合いをするならば、そのたすけ心を月日親神が受け取ってどんなたすけ（救済）をも行う。その救済内容は、ほうそ（天然痘）にかかわらず、立毛（農作物）が豊作になるのだ、と。後者は、その大半が農民だった信者たちが心底願ったものばかりであった。

天然痘については、昭和 55 年(1980)、世界保健機関(WHO)により根絶が宣言された。また現代の日本では、飢饉になるほどの不作は無くなった。しかし、眼差しを世界に向けた時、天然痘に替わるようにして出てきたエイズの問題や昨今のコロナ禍など、様々にあることに気づかせられる。また、アフリカでは飢餓と食糧危機により、多くの人々が死に直面している。さらに、地球温暖化の影響で猛暑や海水上昇が続いている。

こうした人類規模での問題を究極的な意味で解決するためには、親神による自由自在の守護に頼るばかりではない。しかしそれには、我々人間の側に一つ大きな条件が課されている。それが世界中の人々が互いにたすけ合うということだ。こうしたたすけ合いが実現するならば、人々のたすけ心は「天に届く理」となって、親神は自由自在の守護を行うであろう。その意味で、「理さえあるならば、下からでも水気を上げてやろう」と、教祖が榊井伊三郎に仰った言葉は、当時と同じ強度で我々一人ひとりに語りかけられているのだ。